

広島市広告マツト設置要綱に係る運用基準

この基準は、広島市広告マツト設置要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告掲載の範囲について

要綱第6条第10号に規定するものは、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは除く。

- (1) 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申請者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団、その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足る相当の理由のある事業者に関するもの
- (16) 寄付金の募集に関するもの
- (17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (19) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (20) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (21) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改善がなされていない者のもの
- (22) あたかも広島市が推奨しているかのような表現を含むもの
- (23) 広島市の推進している施策に反するもの
- (24) 広島市の市税を滞納している者に係るもの
- (25) 内容・デザイン及び色調等が、設置する本庁舎及び各区役所の庁舎の玄関の雰囲気になじまないもの
- (26) その他、当該申請者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要綱第15条に規定する本庁広告マツト設置審査会又は第16条に規定する区役所広告マツト設置審査会が判断するもの

附 則

この基準は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。